

第158期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月23日(木曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

開催
場所

東京都品川区大崎二丁目5番35号
当社大崎会館

目次

■ 株主総会招集ご通知	02
■ 株主総会参考書類	06
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
■ 事業報告	23
■ 連結計算書類	55
■ 計算書類	58
■ 監査報告書	60

議決権行使について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため本株主総会につきましては、株主様ご自身の健康に十分ご配慮のうえ来場のご判断をいただくとともに、同封の議決権行使書のご返送又はインターネットによる議決権行使もあわせてご検討をお願い申し上げます。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)午後5時15分

株主総会にご出席の株主のみなさまへのお土産のご用意はございません。
なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

地球・社会・人に対する誠実さと共創力で、 新しい社会づくりに挑む

～人々の幸せと持続可能な地球環境を実現する「サステナビリティ・パートナー」を目指して～

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は1897年の創業から125年、ものづくりメーカーとして幅広く技術や製品・サービスを創出し、社会の持続的な成長に貢献することで多くのお客様から信頼されご愛顧いただいてまいりました。

当社グループは「人と技術のQuality」を高めて、人々や社会の明るい未来を創り、社会インフラの発展と産業の進化を支えていきたいという想いを企業スローガン「Quality connecting the next」に込めて日々活動しております。

そして昨年、「中期経営計画2024」を策定し、本年からは具体的な戦略を実行するフェーズに入ります。サステナビリティを経営、事業戦略の軸とし、アフターコロナを見据えながらこれまでの成長投資の成果創出と収益力向上の両立による質の高い成長を実現するとともに、既存事業の深化とイノベーションによる新規事業の探索・投資を行う両利きの経営を推進することで、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

さて、当社第158期定時株主総会を右記のとおり開催いたします。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞよろしくご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月



取締役社長 三井田 健

企業理念

企業使命

より豊かな未来をひらく

私たちは、より豊かで住みよい未来社会の実現に貢献するため、新しい技術と価値の創造にチャレンジし続けます。

提供価値

お客様の安心と喜びのために

私たちは、お客様の安心と喜びのために、環境への配慮と丁寧なサポートを徹底します。そして、品質の高い製品・サービスを通じて、お客様の課題解決や夢の実現をお手伝いします。

株 主 各 位

第158期 定時株主総会招集ご通知

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都品川区大崎二丁目5番35号 当社大崎会館

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第158期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）事業報告の内容、
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第158期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）計算書類の内容報告の件

- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 当日ご出席されない場合の議決権行使についてのご案内



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2022年6月22日（水曜日）午後5時15分までに到着**するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、**3頁～4頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】**をご高覧のうえ、**2022年6月22日（水曜日）午後5時15分までに行使**ください。

以上

- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表は、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ（https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06/）に掲載いたします。

インターネット等による 議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使期限

**2022年6月22日（水曜日）
午後5時15分まで**

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイトアドレス

ウェブ行使

<https://www.web54.net>



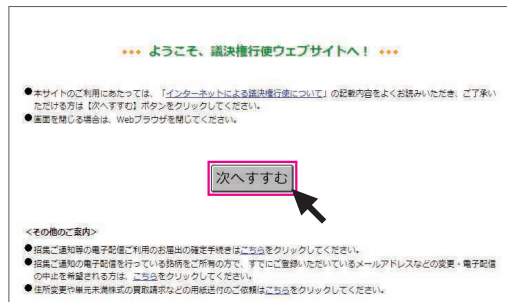
インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

- インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによっても可能です。なお、スマートフォンを用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>
- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- インターネットによる議決権行使は、2022年6月22日（水曜日）午後5時15分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使くださいますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって複数回数又はパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

パソコンによるアクセス手順

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

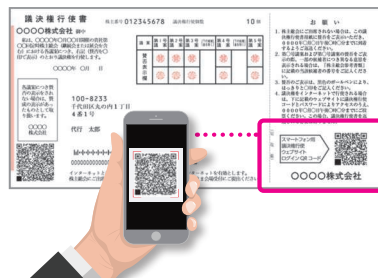
ウェブ行使
<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック



「スマート行使」による方法

1 QRコードを読み取る

スマートフォン等のカメラを起動して、お手元の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120-652-031（午前9時～午後9時）

2 議決権行使コードの入力

議決権行使書用紙に記載された**議決権行使コード**を**A**に入力し、「**ログイン**」をクリック

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、
招集ご通知電子メール本文に記載しております)

A 議決権行使コード:

ログイン **閉じる**

3 パスワードの入力

議決権行使書用紙に記載された**パスワード**を**B**に、**ご使用になる新しいパスワード**を**C**に入力し、「**登録**」をクリック

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

- セキュリティ保護のため、パスワードをご自身で登録されるものに大変重要です。
- 議決権行使書用紙に記載のパスワードを株主様の本株主総会でご使用になる新しいパスワードを入力し、【登録】ボタンをクリックしてください。
- フォウウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。

B 議決権行使書用紙に記載のパスワード: フォウウェアキーボード

C ご使用になる新しいパスワード:

(確認のためもう一度):

※ 8文字の半角英数字のみ入力可能です。
(次の記号、@、*、\$、%、&、#、[]、/、\、+、=、<、> はご利用いただけません。)

※ セキュリティーの関係上、電話や書面でご通知することは、一切、いたしませんので、新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

登録

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

2 議決権行使方法を選択

スマート行使

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

3 各議案の賛否を選択

第1号議案
第〇期剰余金の処分の件

賛成 **反対**

第2号議案
定款一部変更の件

賛成 **反対**

画面の案内に従って
行使完了となります。

※「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要で議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。この方法での議決権行使は1回に限りです。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会当日の対応とお願い及び株主総会オンデマンド配信について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、**株主様ご自身の健康に十分ご配慮のうえ来場のご判断をいただくとともに、郵送又はインターネットによる事前の議決権行使もあわせてご検討をお願い申し上げます。(行使期限：2022年6月22日(水) 午後5時15分)**

なお、株主総会当日は適切な感染防止策を実施のうえで開催させていただきますので、株主総会当日の当社の対応及びご出席される株主のみなさまへのお願い事項について、また株主総会へのご出席をお控えいただいた株主のみなさま向けの株主総会映像オンデマンド配信について下記のとおりご案内申し上げます。

株主のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

①ご出席にあたって	・マスク着用等により、熱中症のリスクも高くなるため、当日は十分な水分補給にご留意をお願いいたします。 ・特に体調がすぐれない方、基礎疾患のある方、妊娠されている方及びご高齢の方は、ご来場をお控えいただくこともご検討くださいますよう、お願いいたします。
②受付検温	・受付時にアルコール消毒と非接触型体温計による検温を実施させていただきます。 ・37.5度以上の発熱が確認された方、頻繁に咳をされるなど体調不良と見受けられる方及び海外から帰国されて政府の定める隔離期間が経過していない方は、ご入場をお控えいただく場合がございます。
③会場内	・アルコール消毒液の使用とマスクの着用をお願いいたします。 ・議場内の換気のため、扉を開放したまま運営いたします。 ・体調不良と見受けられる方には、スタッフからお声がけさせていただき、ご退出をお願いする場合がございます。
④座席	・3密を避けるため席数を減らし、前後左右の間隔を空けた配置としております。
⑤登壇役員スタッフ	・議長につきましては、議事進行がはっきり伝わるようマスクを外してお話をさせていただきますが、代わりに議長席の演台には飛沫防止のアクリル板を設置させていただきます。 ・質疑用のハンドマイクは使用の都度、除菌シートによる消毒をいたします。 ・会場内のスタッフは最小限の人数で運営させていただきます。
⑥事後対応	【株主総会映像オンデマンド配信】 株主総会終了後、当日の模様を当社ホームページにて配信する予定（3か月間程度）ですので、あわせてご確認いただきますようお願いいたします。 URL（当社ホームページ株主総会情報） https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06/

今後、追加・変更事項があった場合には上記当社ホームページにてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしましたうえで、第158期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

配 当 政 策

株主のみなさまへの適切な利益還元を経営の重要課題として位置づけており、株主資本の充実と株主資本利益率の向上を図るとともに、業績に応じた適正な配当を実施することを基本方針としております。また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

内部留保につきましては、市場競争力の維持・向上のために、設備投資及び研究開発投資へ効果的に充当することにしております。

1 配当財産の種類

金銭

2 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき…………… 金**25円**

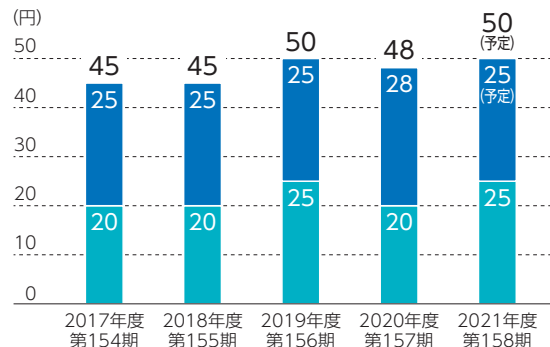
総額…………… **1,134,222,200円**

中間配当金（1株につき金25円）を含め、第158期の配当金の総額は、1株につき金50円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

（ご参考）1株当たり年間配当金



※2018年10月より5株を1株に併合したため、過去分も5倍で表記しています。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 役員体系の見直し

当社は、監督と執行の分離を進め、業務執行に係る迅速な意思決定と責任の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。2020年6月に監査等委員会設置会社に移行し、取締役会における経営戦略等の議論の一層の充実と取締役会の監督機能の強化を進めておりますが、取締役会の監督機能の更なる向上と機動的な執行体制を構築する一環として、取締役と執行役員の役割及び責任をより明確化するために、次の変更を行いたいと存じます。

- ①機動的な執行体制を担う執行役員の選任につき、定款を根拠に取締役会が決議する仕組みとすることにより、その正当性を高めるべく変更案第23条のとおり変更するものであります。
- ②取締役会が戦略立案・監督の機能強化を図ることに伴い、変更案第23条のとおり役付取締役は取締役会長のみとし、執行体制における役位は、執行役員の体系において別途定めるものといたします。
- ③執行役員を代表する執行役員社長は、代表取締役を兼ね、株主総会の議長を担うことを明らかにすべく変更案第14条のとおり変更するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の変更を行いたいと存じます。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨、また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する旨の規定を新たに設けるため、変更案第17条のとおり変更するものであります。
- ②上記①の変更に伴い、株主総会参考書類等のインターネット開示の規定は不要となるため、現行定款第17条の規定を削除するものであります。
- ③上記①②の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則第2条を設けるものであります。

(3) 事業目的の追加

当社グループの提供価値である「カーボンニュートラル」を推進する当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、変更案第2条のとおり所要の変更を行うものであります。

(4) その他、上記の変更に伴う字句や条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を表示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第2条 (目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～5. (条文省略) (新設) 6. <u>不動産の売買、貸借、管理および建設工事の設計、請負</u> 7. <u>～17. (条文省略)</u> 18. <u>前各号に関連する事業</u> 19. 以上の目的を達成するために必要な事業に対し投資もしくは債務の保証をなし、またはその事業の共同経営を行いもしくは設立発起人となること 第3章 株主総会 第14条 (議長) 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。 <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれにあたる。</u> 第15条～第16条 (条文省略) 第17条 (参考書類等のインターネット開示) 当会社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類、および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第1章 総則 第2条 (目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～5. (現行どおり) 6. <u>再生可能エネルギーによる発電、売電等</u> 7. <u>不動産の売買、貸借、管理および建設工事の設計、請負</u> 8. <u>～18. (号数繰り下げ、条文は現行どおり)</u> 19. 以上の目的を達成するために必要な事業に対し投資もしくは債務の保証をなし、またはその事業の共同経営を行いもしくは設立発起人となること 20. <u>前各号に関連する事業</u> 第3章 株主総会 第14条 (議長) 株主総会の議長は、取締役である執行役員社長 (<u>以下「社長」という。</u>) がこれにあたる。 <u>社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれにあたる。</u> 第15条～第16条 (現行どおり) 第17条 (電子提供措置等) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類、および事業報告の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>



現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第23条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	第23条（役付取締役及び執行役員） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名を定めることができる。 取締役会は、その決議によって当会社の業務を執行する役員（以下「執行役員」という。）を選任する。 執行役員に関する規程類は取締役会が定める。 取締役は執行役員を兼ねることができる。
附則 （監査役の責任の免除に関する経過措置） 第156期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。	附則 第1条（監査役の責任の免除に関する経過措置） 第156期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。
（新設）	第2条（電子提供措置等の効力発生） 変更前の定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後の定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第17条はなお効力を有する。 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役体制の見直しに基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任を願いたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び主な担当	取締役会出席状況 (出席率)
1	はま さき ゆう じ 浜崎 祐司 再任	取締役会長 指名・報酬委員会委員	13回／13回 (100%)
2	み い だ たけし 三井田 健 再任	代表取締役 取締役社長 指名・報酬委員会委員	13回／13回 (100%)
3	たけ かわ のり お 竹川 徳雄 再任	代表取締役 取締役副社長 技術・生産全般及び安全衛生担当	13回／13回 (100%)
4	いわ お まさ ゆき 岩尾 雅之 再任	取締役兼専務執行役員 人事統括本部長 ガバナンス・DX・働き方改革・コンプライ アンス・危機管理・ダイバーシティ担当	10回／10回 (100%)
5	たけ なか ひろ ゆき 竹中 裕之 再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬委員会委員長	13回／13回 (100%)
6	しん よし あき 秦 喜秋 新任 社外 独立	社外取締役（監査等委員） 指名・報酬委員会委員	13回／13回 (100%)
7	あ だち ひろ じ 安達 博治 新任 社外 独立	—	—

再任 …再任取締役候補者 新任 …新任取締役候補者
社外 …社外取締役候補者 独立 …証券取引所届出独立役員



1 はまさき ゆうじ 浜崎 祐司

再任 指名・報酬委員会委員

生年月日 1952年2月4日（満70歳）

所有する当社株式の数 22,000株

取締役会出席状況 100%（13回／13回）

取締役在任期間 12年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2004.6 住友電気工業株式会社 執行役員
2005.6 同社 常務執行役員
2006.6 同社 常務取締役
2010.4 当社 専務執行役員
2010.6 当社 取締役
2011.4 当社 取締役副社長
2013.6 当社 取締役社長
2018.6 当社 取締役会長 現在に至る

重要な兼職の状況：株式会社JVCケンウッド 社外取締役

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2018年から取締役会長として当社グループの経営全般を統括しており、取締役会議長として取締役会の監督機能の強化に努め、監査等委員会設置会社への機関設計の移行や監督と執行の分離を推進してまいりました。

上記の経験・実績を活かし、当社グループ経営の舵取り役として取締役会の議論を更に活性化させることにより、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



2 み い だ たけし 三井田 健

再任 指名・報酬委員会委員

生年月日 1955年8月16日（満66歳）

所有する当社株式の数 16,600株

取締役会出席状況 100%（13回／13回）

取締役在任期間 10年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1978.4 当社 入社
2008.4 執行役員 経営企画グループ長 兼 経営企画部長
2011.4 常務執行役員 経営企画グループ長 兼 経営企画部長
2012.4 専務執行役員 経営企画グループ長
2012.6 取締役
2015.4 取締役副社長
2018.6 取締役社長 現在に至る

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2018年から取締役社長として当社グループの経営全般及び前中期経営計画の統括者として尽力してまいりました。

上記の経験・実績を活かし、「中期経営計画2024」の全体統括者として経営に携わることにより、「中期経営計画2024」の推進及び取締役会の監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



3 たけかわ のりお 竹川 徳雄

再任

生年月日 1958年12月18日（満63歳）
所有する当社株式の数 14,000株
取締役会出席状況 100%（13回／13回）
取締役在任期間 4年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981.4 当社 入社
2015.4 執行役員 プラント建設本部長
2017.4 常務執行役員 生産統括本部長
2018.4 専務執行役員 生産統括本部長
2018.6 取締役
2020.4 専務執行役員 プラント建設本部長
2021.4 専務執行役員
2022.4 取締役副社長 現在に至る

担当：技術・生産全般及び安全衛生

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

前中期経営計画では生産・品質管理体制の向上に尽力し、今年度は技術・生産全体を統括しております。

上記の経験・実績を活かし経営に携わることにより、「中期経営計画2024」の推進及び取締役会の監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



4 いわお まさゆき 岩尾 雅之

再任

生年月日 1960年7月17日（満61歳）
所有する当社株式の数 8,600株
取締役会出席状況 100%（10回／10回）
取締役在任期間 1年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1985.4 当社 入社
2015.4 執行役員 財務部長
2016.4 執行役員 経理・財務グループ長
2018.4 常務執行役員
2020.4 常務執行役員 内部統制推進本部長
2021.4 専務執行役員 内部統制推進本部長 兼 人事・総務本部長
2021.6 取締役 現在に至る
2022.4 専務執行役員 人事統括本部長 現在に至る

担当：人事、ガバナンス、DX、働き方改革、コンプライアンス、危機管理、ダイバーシティ

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

経理・財務部門出身で、前中期経営計画では内部統制・リスク管理の体制強化に尽力し、今年度はコーポレートガバナンス全体及び「中期経営計画2024」におけるDX推進及びダイバーシティ&インクルージョン推進を担当しております。

上記の経験・実績を活かし経営に携わることにより、「中期経営計画2024」の推進及び取締役会の監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



5 たけな か ひろゆき
竹中 裕之

再任 社外 独立

指名・報酬委員会委員長

生年月日 1947年4月30日（満75歳）

所有する当社株式の数 なし

取締役会出席状況 100%（13回／13回）

取締役在任期間 9年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2001.6 住友電気工業株式会社 取締役
- 2003.6 同社 執行役員
- 2004.6 同社 常務取締役
- 2007.6 同社 専務取締役 兼 電線・機材・エネルギー事業本部長
兼 生産技術本部副本部長
- 2008.6 同社 専務取締役 兼 電線・機材・エネルギー事業本部長
- 2010.5 同社 専務取締役
- 2010.6 同社 副社長
- 2013.6 当社 社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識から、当社グループのコーポレートガバナンス向上に尽力し、現在は任意の指名・報酬委員会の委員長を務め、経営の透明性向上に寄与しております。

引き続きこれらの経験・見識を当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化や適切なリスクテイクのための指導・助言等の役割を果たしていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。



6 しん よしあき
秦 喜秋

新任 社外 独立

指名・報酬委員会委員

生年月日 1945年11月4日（満76歳）

所有する当社株式の数 2,100株

取締役会出席状況 100%（13回／13回）

取締役在任期間 2年（監査等委員である取締役）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2008.4 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役会長
- 2010.4 三井住友海上火災保険株式会社 取締役
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
顧問
- 2011.4 三井住友海上火災保険株式会社 常任顧問
- 2012.6 当社 社外監査役
株式会社だいこう証券ビジネス 取締役
- 2014.4 三井住友海上火災保険株式会社 シニアアドバイザー
- 2020.6 当社 社外取締役（監査等委員） 現在に至る
- 2021.4 三井住友海上火災保険株式会社 名誉顧問 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識を有し、また当社における監査等委員である取締役としての経験も有しており、これらの経験・見識を取締役に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化や適切なリスクテイクのための指導・助言等の役割を果たしていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。



7 あだち ひろじ 安達 博治

新任 社外 独立

生年月日 1956年9月1日（満65歳）

所有する当社株式の数 なし

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2008.4 新日本石油株式会社 執行役員
- 2012.6 JXホールディングス株式会社（現 ENEOSホールディングス株式会社） 常務執行役員
- 2014.6 東邦チタニウム株式会社 社外取締役
- 2015.6 JXホールディングス株式会社 取締役 常務執行役員
国際石油開発帝石株式会社 社外取締役
株式会社丸運 社外取締役
- 2020.4 ENEOSホールディングス株式会社 取締役 常務執行役員
チーフデジタルオフィサー
- 2020.6 ENEOSホールディングス株式会社 取締役 副社長執行役員
チーフデジタルオフィサー
ENEOS株式会社 取締役 副社長執行役員
チーフデジタルオフィサー 社長補佐
- 2021.6 ENEOSホールディングス株式会社 理事 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識、DX推進の取組み等を通じた幅広い視野と知見を有しており、これらを当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化や適切なリスクテイクのための指導・助言等の役割を果たしていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 各候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はございません。
2. 竹中裕之、秦喜秋及び安達博治の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、秦喜秋氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であります。
3. 当社は、竹中裕之氏が2001年6月から2016年6月まで取締役を務めた住友電気工業株式会社と2021年度において、当社連結売上高の1%未満の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれなく当社独立性判断基準を満たすことから、独立性は十分に確保されているものと判断します。
4. 竹中裕之及び秦喜秋の両氏は、当社の社外役員の独立性判断基準及び証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため両氏を独立役員として届け出ており、本議案において両氏が原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。
- また、安達博治氏は当社の社外役員の独立性判断基準及び証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が原案どおり選任された場合は、独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、竹中裕之及び秦喜秋の両氏と、損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本総会において両氏が原案どおり選任された場合は、同契約を継続する予定であります。
- また、本総会において安達博治氏が原案どおり選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を同氏と締結する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額負担しており、各候補者が本総会において原案どおり選任された場合は当該保険契約の被保険者となり、2022年7月に更新を予定しております。



第 4 号議案 監査等委員である取締役 4 名選任の件

監査等委員である取締役全員（5 名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役体制の見直しに基づき、監査等委員である取締役 4 名の選任を願いたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び主な担当	取締役会 出席状況 (出席率)	監査等委員会 出席状況 (出席率)
1	かとうみちひこ 加藤三千彦 再任	取締役監査等委員（常勤）	10回／10回 (100%)	14回／14回 (100%)
2	はやしけいこ 林敬子 再任 社外 独立	社外取締役（監査等委員）	13回／13回 (100%)	17回／17回 (100%)
3	くろだたかし 黒田隆 新任 社外 独立	—	—	—
4	ひらきひでき 平木秀樹 新任 社外 独立	—	—	—

再任

…再任取締役候補者

新任

…新任取締役候補者

社外

…社外取締役候補者

独立

…証券取引所届出独立役員



1 加藤 三千彦

再任

生年月日 1959年7月6日（満62歳）
所有する当社株式の数 8,500株
取締役会出席状況 100%（10回／10回）
監査等委員会出席状況 100%（14回／14回）
取締役在任期間 1年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982.4 当社 入社
2014.4 執行役員 水・環境事業部長 兼 営業部長
2016.4 常務執行役員 水・環境事業部長
2017.4 常務執行役員
2020.4 常務執行役員 営業企画本部長
2021.4 上席理事
2021.6 取締役監査等委員（常勤） 現在に至る

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

主に社会インフラ事業における営業の経験を持ち、前中期経営計画では営業全体の統括役として営業力強化に尽力しました。また、営業だけでなく工部門の統括経験もあり、幅広い経験・知見を有しております。

上記の幅広い経験を当社の監査や取締役会に反映することにより、監査及び監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



2 はやし けい こ
林 敬子

再任 社外 独立

生年月日 1960年8月11日（満61歳）
所有する当社株式の数 600株
取締役会出席状況 100%（13回／13回）
監査等委員会出席状況 100%（17回／17回）
取締役在任期間 2年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986.4 東京国税局 入局
1990.10 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所
1994.3 公認会計士登録
2006.7 監査法人トーマツ パートナー
2016.7 日本公認会計士協会 常務理事 現在に至る
2018.11 トーマツチャレンジド株式会社 代表取締役
2019.6 デロイトトーマツグループ D&Iコミティアアドバイザー
2019.10 日本公認会計士協会 監査・規律審査会 審査会長 現在に至る
2020.6 当社 社外取締役（監査等委員）現在に至る
ライフネット生命保険株式会社 社外取締役
2020.7 林敬子公認会計士事務所 所長 現在に至る
2021.2 日本フィルコン株式会社 社外監査役 現在に至る
2021.3 日本ビルファンド投資法人 監督役員 現在に至る
2021.6 ライフネット生命保険株式会社 社外取締役（監査等委員）現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる会計士としての高度な専門性と豊富な経験、組織におけるダイバーシティ推進の取組みを通じた幅広い視野と知見を有しており、これらを当社の監査や取締役会に反映することにより、監査及び監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



3 くろ だ たかし
黒田 隆

新任 社外 独立

生年月日 1956年3月18日（満66歳）
所有する当社株式の数 なし

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2009.4 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員 中部本部長
2011.4 同社 常務執行役員 東京企業第一本部長
2014.4 同社 専務執行役員 兼 東京企業第一本部長
2015.4 同社 取締役 専務執行役員 兼 損害サポート本部長
2018.6 同社 取締役 副社長執行役員
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
取締役 執行役員
2020.4 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
取締役
三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社 代表取締役社長
2021.6 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 社外監査役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識、マーケティングを通じた幅広い視野と知見を有しており、これらを当社の監査や取締役会に反映することにより、監査及び監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



4 ひら き ひで き 平木 秀樹

新任 社外 独立

生年月日 1957年11月19日（満64歳）

所有する当社株式の数 なし

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2009.6 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）
執行役員 リスク統括部長

2011.4 同行 常務執行役員

2015.4 三井住友信託銀行株式会社 専務執行役員

2017.4 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 取締役社長

2018.10 同社 取締役会長

2020.4 三井住友トラスト保証株式会社 常任監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識、CSR・ESGに関連する幅広い視野と知見を有しており、これらを当社の監査や取締役会に反映することにより、監査及び監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はございません。
2. 林敬子、黒田隆及び平木秀樹の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 林敬子氏は、当社の社外役員の独立性判断基準及び証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため同氏を独立役員として届け出ており、本議案において同氏が原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。
- また、黒田隆及び平木秀樹の両氏は当社の社外役員の独立性判断基準及び証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が原案どおり選任された場合は、独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は、林敬子氏と損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本総会において同氏が原案どおり選任された場合は、同契約を継続する予定であります。
- また、本総会において黒田隆及び平木秀樹の両氏が原案どおり選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を両氏と締結する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。
- ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- なお、保険料は当社が全額負担しており、各候補者が本総会において原案どおり選任された場合は当該保険契約の被保険者となり、2022年7月に更新を予定しております。

以上

【ご参考１】社外役員の独立性判断基準

株式会社明電舎（以下、「当社」という）は、社外役員が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員、その他これに準じる者及び使用人（以下、「業務執行者」という）又は過去において当社グループの業務執行者であった者
2. 過去３事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額が当社又は相手方の連結売上高の２％を超える会社の業務執行者
3. 過去３事業年度末のいずれかにおいて、当社グループの連結総資産の２％を超える貸付を当社グループに行っている金融機関の業務執行者
4. 過去３事業年度のいずれかにおいて、当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
5. 過去３事業年度のいずれかにおいて、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている財産上の利益が連結売上高の２％を超える法人等の団体の業務執行者
6. 過去３事業年度末のいずれかにおいて、当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている財産上の利益が年間総収入の２％を超える法人等の団体の業務執行者
7. 過去３事業年度末のいずれかにおいて、当社グループが総議決権の10％以上の議決権を保有している者、又はその者が法人等の団体である場合はその業務執行者
8. 過去３事業年度末のいずれかにおいて、当社の総議決権の10％以上の議決権を保有している者、又はその者が法人等の団体である場合はその業務執行者
9. 当社グループの業務執行者を社外役員として受け入れている会社の業務執行者又は常勤監査役
10. 前各号のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族のうち、部長格以上の業務執行者、その他これに準じる使用人等重要な者

以上

【ご参考2】当社の取締役会の構成（スキルマトリックス）

当社は、取締役の選任につきまして、個々の取締役の能力、見識及び経験等に基づき、取締役会全体としての多様性とバランスを確保し、当社の企業価値向上に資する適切な人財を配置することを基本的な方針としております。

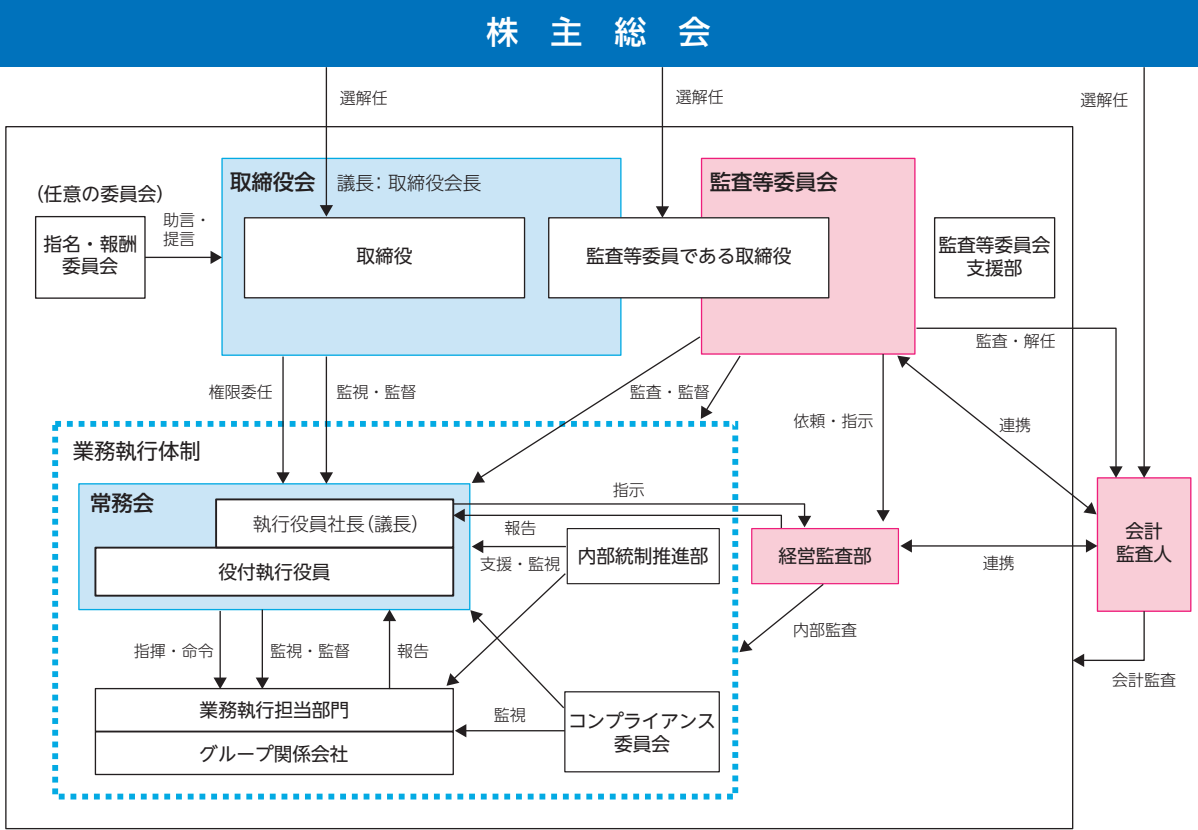
上記を踏まえ、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に資する人選を行い、取締役会を構成しております。なお、以下の取締役会の構成は本総会における取締役選任議案が全て原案どおり承認可決された場合を前提に作成しております。

【2022年6月23日以降予定する取締役会の構成】

氏名	区分	監査等委員	社外	特に専門性を発揮できる分野							
				経営・事業戦略/M&A	営業/マーケティング	研究開発/技術/ICT	製造/工事/保守	海外事業/国際ビジネス	会計/財務	法務/リスクマネジメント	CSR/ESG
浜崎 祐司	再任			●		●		●			
三井田 健	再任			●	●						●
竹川 徳雄	再任					●	●			●	
岩尾 雅之	再任								●	●	●
竹中 裕之	再任		●	●	●					●	
秦 喜秋	新任		●	●				●	●		
安達 博治	新任		●	●		●	●				
加藤 三千彦	再任	●			●		●			●	
林 敬子	再任	●	●						●		●
黒田 隆	新任	●	●	●	●					●	
平木 秀樹	新任	●	●		●					●	●



【ご参考3】 定款変更実施後のガバナンス体制図



〈メ 毛 欄〉

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

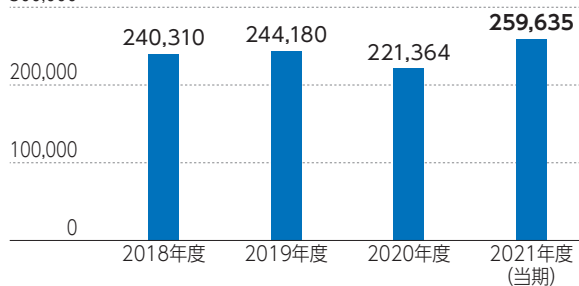
1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

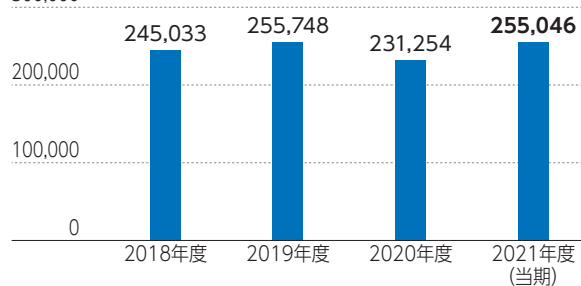
	2018年度 第155期	2019年度 第156期	2020年度 第157期	2021年度 第158期(当期)
受注高 (百万円)	240,310	244,180	221,364	259,635
売上高 (百万円)	245,033	255,748	231,254	255,046
営業利益 (百万円)	10,336	12,725	8,384	9,468
経常利益 (百万円)	10,128	11,481	8,465	10,206
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,653	8,208	7,303	6,733
1株当たり当期純利益 (円)	168.68	180.91	160.98	148.43
総資産 (百万円)	265,586	270,410	279,059	290,899
純資産 (百万円)	84,497	90,117	99,736	105,421

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しました。これに伴い、第155期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

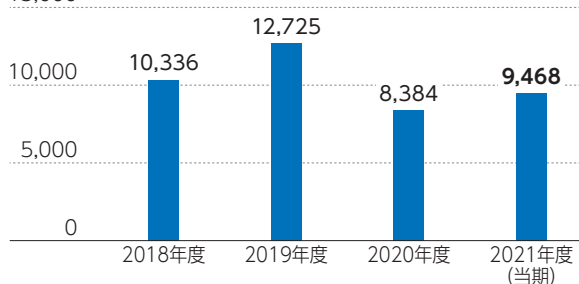
受注高

(百万円)
300,000

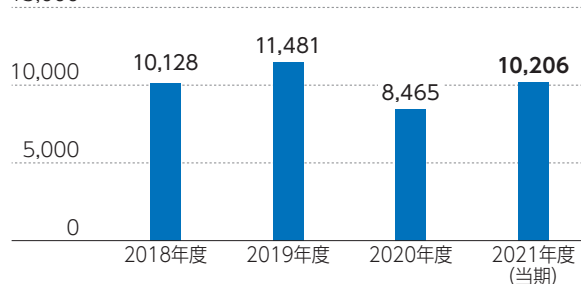
売上高

(百万円)
300,000

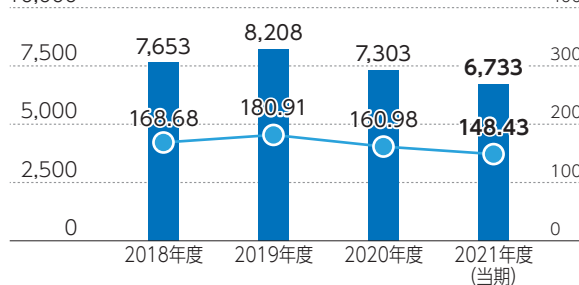
営業利益

(百万円)
15,000

経常利益

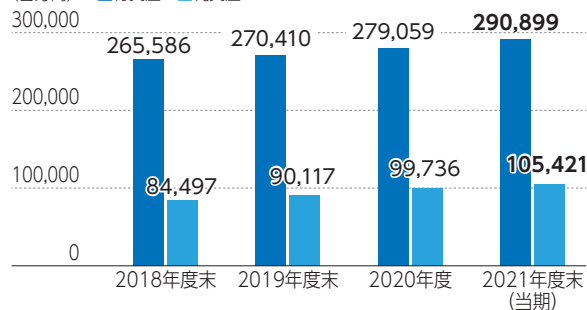
(百万円)
15,000

親会社株主に帰属する当期純利益／1株当たり当期純利益

(百万円) ■親会社株主に帰属する当期純利益 ●1株当たり当期純利益 (円)
10,000 400

総資産／純資産

(百万円) ■総資産 ■純資産



(2) 事業の経過及びその成果

2021年度も新型コロナウイルス感染拡大が社会・経済活動に非常に大きな影響をもたらしており、世界各国でワクチン接種が進みつつも、完全な終息は見通しがたい状況です。また、原材料費や輸送費の高騰や地政学リスクの高まりが、ビジネスの不確実性を生み出しております。このような状況の中、効率化や原価低減等によって業績への影響を最小限に抑える取組みを実施しております。

2021年度は計画期間を4か年とする「中期経営計画2024」の初年度として、EVや再生可能エネルギー（再エネ）などの成長事業への投資と収益向上に向けた取組みの実施、収益基盤事業である社会インフラ関連事業や電子機器事業の強化を進めてまいりました。

また、激動の時代に適応する施策として海外拠点の再編に取り組んでおり、モビリティT&S事業では更なる電動化の加速を想定し、効率化の観点から自動車試験請負業務は米国から撤退し、国内拠点に集約する決断をしました。

このような取組みの結果、連結業績は売上高が前期比10.3%増の2,550億4千6百万円、営業利益は前期比12.9%増の94億6千8百万円、経常利益は前期比20.6%増の102億6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比7.8%減の67億3千3百万円となりました。

各事業セグメントの状況は次のとおりであります。売上高につきましては、セグメント間の取引を含んでおります。

■当期の連結業績

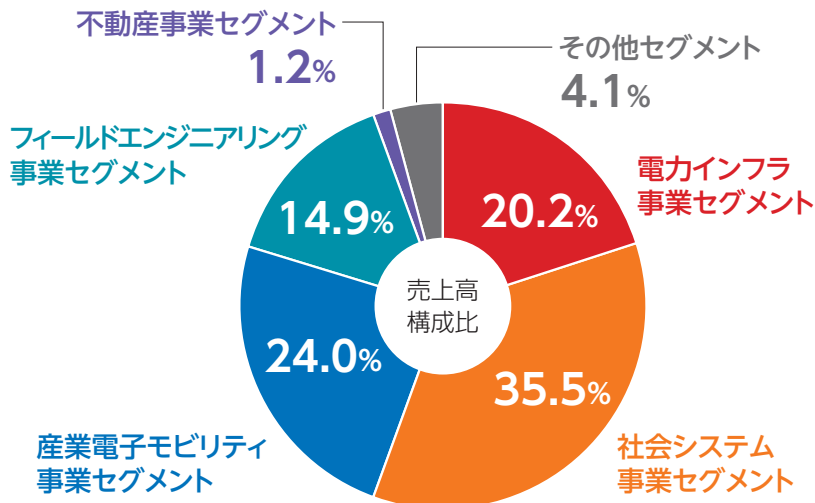
受注高
2,596.35 億 百万円
(前期比17.3%増 ▲)

売上高
2,550.46 億 百万円
(前期比10.3%増 ▲)

営業利益
94.68 億 百万円
(前期比12.9%増 ▲)

親会社株主に帰属する当期純利益
67.33 億 百万円
(前期比7.8%減 ▼)

■売上高構成比



(注) 売上高比率は外部顧客に対する売上高から算出しており、セグメント間の取引を含んでおりません。

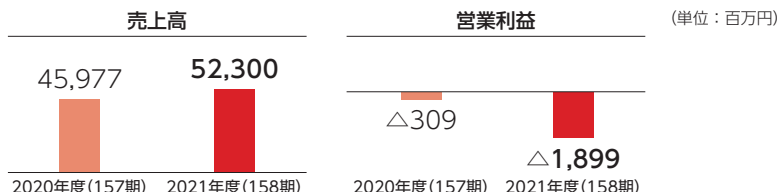
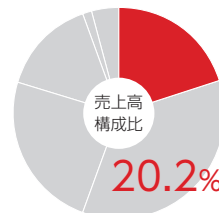
各事業セグメントの状況



電力インフラ事業セグメント

売上高は、前期比13.8%増の523億円、営業利益は15億9千万円減少の18億9千9百万円の損失となりました。

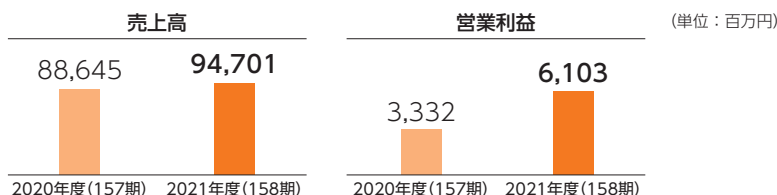
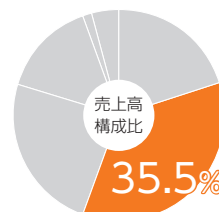
海外を主体とする発電分野につきましては、シンガポールにおける需要回復や米国現地法人の稼働本格化に伴い増収したものの、新型コロナウイルスの影響等を背景に、ベトナムやドイツ等の一部の海外拠点において収益性が悪化したことから、減益となりました。また、国内主体の電力エネルギー分野につきましては、大型案件の着実な進行により売上は前期を上回った一方、既報のとおり、風力発電所の建て替えに伴う減価償却費負担の増加等により、減益となりました。



社会システム事業セグメント

売上高は、前期比6.8%増の947億1百万円、営業利益は27億7千1百万円増加の61億3百万円となりました。

電鉄分野を中心に、新型コロナウイルスの影響に伴う国内外での需要減少やお客様の計画延期といった下押しの影響を大きく受けたものの、国内における堅調な受注が継続している水インフラ分野や東南アジアの現地法人を中心に収益性の回復が見られた社会システム事業がカバーしたことにより、セグメントの売上及び利益は、前期の実績を大きく上回りました。



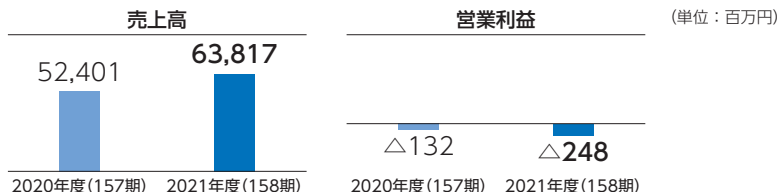
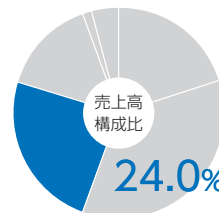


主要な事業内容(製品・サービス)
モータ、インバータ、EV駆動システム、真空コンデンサ、産業用PC、パルス電源、自動車産業向け試験装置、エレベータ用巻上機、無人搬送車

産業電子モビリティ事業セグメント

売上高は、前期比21.8%増の638億1千7百万円、営業利益は1億1千6百万円減少の2億4千8百万円の損失となりました。

半導体産業の好調を受けた電子機器分野は、年間を通じて高い水準の需要があり増収増益となったほか、EV事業においても、新車種への納入を開始したこと等を受けて、売上及び利益ともに前期実績を上回りました。一方、依然として事業環境が厳しいモビリティT&S事業が大幅な赤字を計上したほか、素材・部材価格の高騰等を受け、電動カソリューション事業も減益となりました。

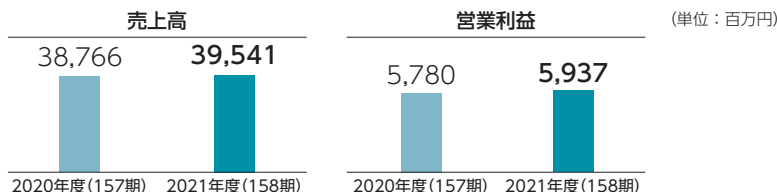
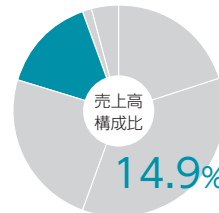


主要な事業内容(サービス)
保全コンサルティング、予防保全、改良保全、維持管理及び運用管理、事後保全、総合診断、延命処置、更新計画

フィールドエンジニアリング事業セグメント

売上高は、前期比2.0%増の395億4千1百万円、営業利益は1億5千7百万円増加の59億3千7百万円となりました。

新型コロナウイルスの影響を受けて、前期には発注の延期等がなされていた分野において需要が回復したほか、半導体製造装置向けの事業の好調を受け、売上及び利益ともに、過去最高となった前期実績を更に上回りました。



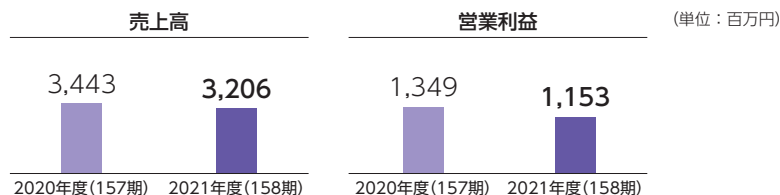
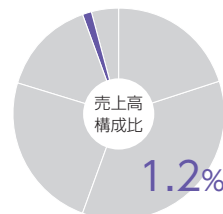


主要な事業内容

ThinkPark Towerを中心とした保有不動産の賃貸事業

不動産事業セグメント

業務・商業ビルThinkPark Tower（東京都品川区大崎）を中心に保有不動産の賃貸事業を行っており、愛知県清須市に保有していた賃貸用資産を前期に売却したことから、売上高は前期比6.9%減の32億6百万円、営業利益は1億9千5百万円減少の11億5千3百万円となりました。



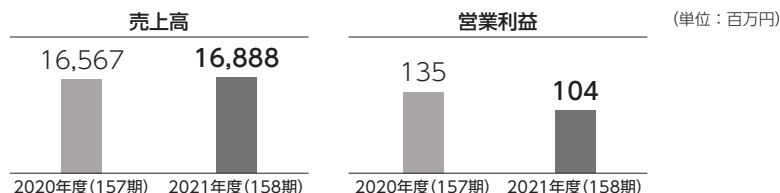
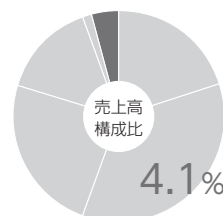
主要な事業内容(製品・サービス)

電気化学計測機器や電気絶縁材料の製造・販売、従業員の福利厚生サービス、その他事業セグメントを問わない販売等

その他セグメント

売上高は前期比1.9%増の168億8千8百万円、営業利益は3千1百万円減少の1億4百万円となりました。

前期以降、新型コロナウイルスの影響に伴う事業環境の悪化が発現しておりましたが、当期はその一部で改善が見られた一方、引き続き収益の下押し影響が残る事業では、業績の持ち直しに至りませんでした。

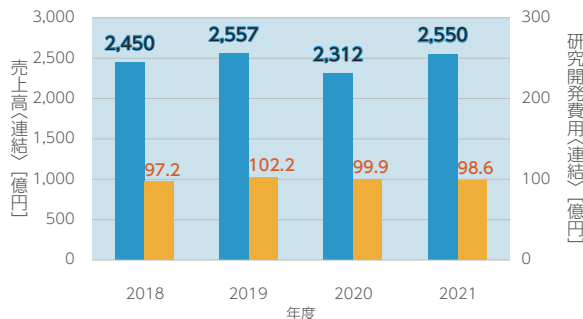


(3) 研究開発の状況

中期経営計画2024では「既存事業の競争力強化」、「システム視点の検討と新製品・新規事業育成」の2つを方針とした両利きの経営を支える研究開発を進めてまいります。初年度となる2021年度は、環境問題への対応として、温暖化係数の高いSF6ガスの使用排除を目指した真空応用技術製品の強化、車の電動化・IoT・AI等デジタル技術を活用した新製品・新システムの創出に注力してまいりました。

また、当社グループの製品・技術を支える基盤技術の継続的進化に取り組んでおります。例えば電動車両モータの開発では、年々加速する市場の変化、要求に対応するため、モデルベース開発を取り入れ、開発スピードの向上を目指しております。様々な解析手法を用い、開発の初期段階で設計妥当性を検証・評価することにより、開発工程の手戻りを削減し、品質や開発スピードを向上させます。

これらを中心に研究開発活動を推進し、当期の研究開発費用の総額は98億6千9百万円となりました。



研究開発費用の推移

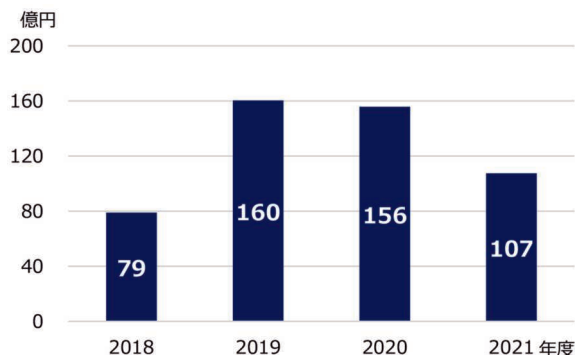
(4) 設備投資の状況

中期経営計画2024ではサステナビリティを重視した設備投資を基本方針としております。

当期の投資総額は、前期に実施した中国及び名古屋でのEV生産ライン構築等により、前期比48億2千6百万円減少の107億4千8百万円となりました。

2022年度においても、EV事業をはじめとした成長投資を実施してまいります。

なお、設備投資金額の推移は、右表のとおりです。



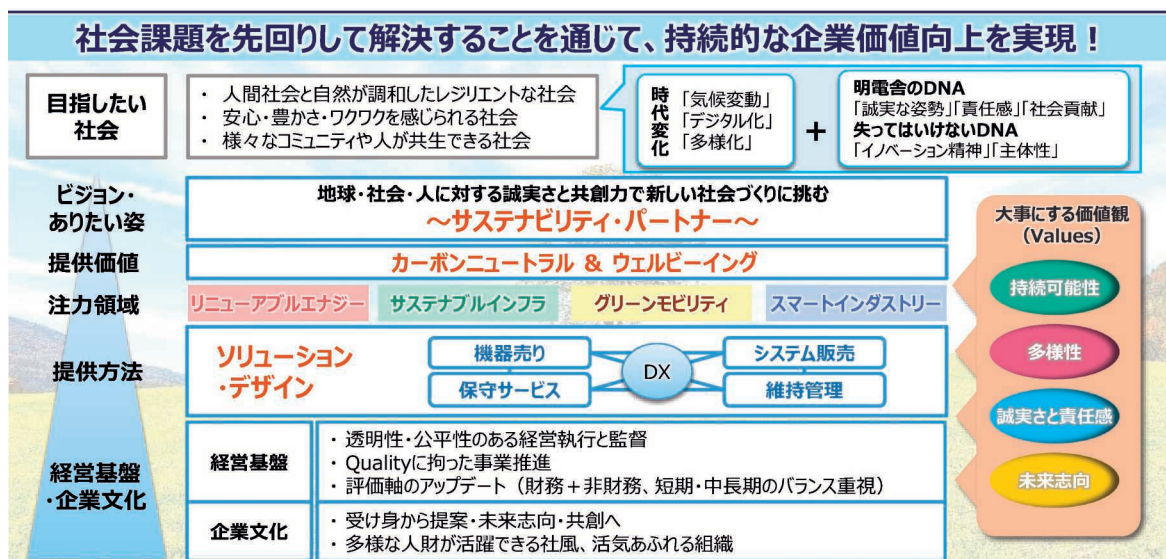
設備投資総額の推移

(5) 対処すべき課題

I 明電グループのありたい姿・ビジョン

当社グループは、2050年の世界観を見据えたうえで、2030年のありたい姿・ビジョンを策定しております。事業環境変化の速さ・激しさが増す中、当社グループが持続的に成長していくためには、メーカーという枠組みを超えて、社会が抱える課題を先回りして解決する「社会づくりに挑むソリューション・デザインができる企業」になる必要があります。こうした背景を踏まえ、ありたい姿・ビジョンを「地球・社会・人に対する誠実さと共創力で新しい社会づくりに挑む」、当社グループが果たす具体的な役割として、人々の幸せと持続可能な地球環境を実現する「サステナビリティ・パートナー」と設定しております。

当社グループの強みが活きる事業領域として、「リニューアブルエナジー」「サステナブルインフラ」「グリーンモビリティ」「スマートインダストリー」があります。創業以来120年以上培ってきた電気に関する知見と、社会の基盤を支えてきた様々な運用ノウハウを大いに発揮できる領域です。これらの領域で「カーボンニュートラル」「ウェルビーイング」といった提供価値を軸に、事業の拡大・事業基盤の変革を通じて、社会に貢献してまいります。



Ⅱ 中期経営計画 2024

ありたい姿・ビジョンの達成に向け、2021～2024年度の4年間を対象とする中期経営計画2024を展開しております。中期経営計画2024は、ありたい姿・ビジョンからバックキャストし、HOPの「V120」、Powerful STEPの「中期経営計画2020」の成果を元に、「質の高い成長」を実現するJUMPフェーズの基本方針と戦略です。初年度である2021年度は、アフターコロナを見据えて戦略を詰める期間とし、2022年度から2024年度は具体的な戦略を実行するフェーズと位置づけております。

当社グループが対処すべき課題として、①各事業の収益力向上・状況に合わせたビジネスモデルの見直し・競争力強化、②世の中でより一層重視されている環境・社会への対応、③新しい社会づくりに挑むため、社会変化に合わせたビジネスモデル変革のためのイノベーション活動の推進・事業ポートフォリオの在り方の見直し、が挙げられます。こうした状況を踏まえ、中期経営計画2024では、以下の3つの基本方針を掲げ、戦略実行・施策展開を進めております。

■ 基本方針1. 質の高い成長

● 財務目標

	2022年度	2023年度	2024年度
受注高	2,700億円	2,700億円	3,000億円
売上高	2,700億円	2,700億円	3,000億円
営業利益	120億円	120億円	180億円

中期経営計画2024では、目標の実現に向けて、以下の3つのテーマを掲げました。このテーマに基づき、アフターコロナを見据えたうえでサステナビリティをエンジンに、投資回収、マネタイズ、資本効率性を意識した戦略を立案し、売上高成長、収益性・効率性向上を目指しております。

- (1) 成長事業の飛躍
EV事業や再エネ関連事業等、将来のコアとなる事業の売上・収益力の向上
- (2) 収益基盤の競争力強化
ソリューション・デザインによる価値提供などを通じたインフラ事業の競争力強化
- (3) 海外事業の収益力向上
インド及びベトナム子会社、米国子会社に関する成長投資成果の早期創出と安定的な成長の実現



【財務目標達成に向けたイメージ図】

●事業の方向性

電力インフラグループ

2030年に目指す姿	安定的な電力供給、再エネ事業を展開する「サステナビリティ・パートナー」
主要戦略	● 電力製品のものづくり力強化、再エネ関連製品の領域拡大 ● 国内における再エネビジネス（風力事業・中小水力発電事業）の展開加速 ● 海外重要拠点（インド・ベトナム・アメリカ・ドイツ）の収益力向上 ● サービス強化による付加価値向上（ICT活用による保守高度化、O&M事業推進）
数値目標	2024年度 受注高：595億円、売上高：575億円、営業利益：13億円

国内市場においては、発電設備の新規案件が少なく、市場の拡大が見込めない中で、再エネ関連事業やスマートグリッド、分散電源といった新たな取組みを通じて収益を確保していくこと、そして成長が見込める海外市場においては、グローバルメジャーや現地メーカとの激しい競争に打ち勝ち、収益を上げていくことが課題です。特にインド、ベトナム、アメリカでのビジネスを早期に軌道に乗せ、新たな収益基盤に進化させることが、中期経営計画2024期間中の最大の経営課題の1つと考えております。

社会システムグループ

2030年に目指す姿	「誠実さと責任感」を大切にし、人と技術とデジタル化で持続的に社会インフラを支える
主要戦略	● 水クラウド・コンピューティングを使った水道・下水道事業者向けのソリューション・デザインの提供 ● 効率的な経営リソースの活用や官民パートナーシップの推進 ● 海外プラントや大型電鉄プロジェクトのマネジメント強化 ● 電気設備に関するシステム技術者の育成
数値目標	2024年度 受注高：950億円、売上高：946億円、営業利益：61億円

国内における人口減少や地方自治体の財政悪化、技術者の高齢化は、本事業グループにとって非常に大きな影響を与える要因であり、海外事業においては、大型化・複雑化するEPCプロジェクトのマネジメント強化が課題となっております。また、急速に進展するデジタル化への対応を進めることも重要な経営課題と認識しております。



産業電子モビリティグループ

2030年に目指す姿	変化に強いモノづくり力の提供を通じて電動化・デジタル化による「カーボンニュートラル」社会の実現と「グリーンモビリティ」の普及に貢献する
主要戦略	● 電動化ソリューション：省エネと高効率化の推進、パートナーシップ戦略 ● モビリティT&S：電動車両向け試験装置の提案と保守サービス強化 ● 電子機器：市場ニーズに適應した製品の提供による顧客の囲い込み ● EV：収益基盤への進化と成長投資の実施
数値目標	2024年度 受注高：970億円、売上高：960億円、営業利益：71億円

本事業グループにおいては、世界的な電動化・デジタル化の流れは大きな追い風になる一方、モビリティT&Sの内燃機関向け事業は厳しい状況となっており、自社技術・製品の差別化と業界でのポジション確保が重要です。また、景気変動の影響を大きく受けるため、先行きの不透明な昨今においては、急激な変化に対応していくことが本事業グループの課題と認識しております。

フィールドエンジニアリンググループ

2030年に目指す姿	DX活用によりメンテナンスイノベーションを実現し、顧客への新しいソリューションと体験価値の向上を通じて安全・安心な社会インフラの維持に貢献する
主要戦略	● 電気設備の保守・点検、維持・運転管理までを一括して請け負うワンストップサービスの更なる拡大 ● 省エネ・温室効果ガス（GHG）管理排出削減に重点をおいたソリューションサービスの拡大 ● 半導体製造装置向けサービスの事業拡大 ● 技術者の早期戦力化（専門技術教育の実施等）
数値目標	2024年度 受注高：420億円、売上高：416億円、営業利益：60億円

事業環境としては、昨今の自然災害の頻発に伴うBCP・防災意識の向上や設備の延命化ニーズの拡大、お客様における保守技術要員不足を背景に、保守サービスに対する需要がある一方で、国内人口の減少を背景に社会インフラ市場の縮小が予想されます。このような環境の中で、メンテナンスストックを維持していくとともに、高齢化する技術員を確保することが大きな課題です。

■ 基本方針2. サステナビリティ経営（ESG経営）の推進

当社グループのありたい姿・ビジョンの実現に向けて、「地球環境」「社会・人」「企業」の3つの視点からサステナビリティを捉え、中期経営計画2024で達成すべき施策の具体化及び目標指標（KPI）の設定・施策の展開を進めております。

地球環境のサステナビリティ

当社グループでは気候変動問題を企業として取り組むべき重要な課題と認識し、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に沿ったリスク・機会の検討・戦略への織込みを実施しております。TCFD提言に基づき、「ガバナンス体制」「リスク管理」「戦略」「目標指標」の4項目に沿って、体制・内容の一層の強化及び積極的な情報開示を進めてまいります。

<2021年度からの取組み>

ガバナンス体制	● 気候変動への対応を含むサステナビリティ全般を取り扱う、社長直轄のESG推進委員会を設置し、脱炭素に向けた戦略策定や施策展開を検討、進捗を管理。議論の内容は定期的に役員会議や取締役会へ報告。
リスク管理	● リスクマネジメント委員会が全社の重要リスクについて関連部門とともに分析・情報集約・管理。 ● 気候変動リスクは、環境戦略部やESG推進室等が連携し、全社リスクの中に織込み。
戦略	● 気候変動による経営戦略への影響について、1.5℃、2℃、4℃未満のシナリオを用いて、重要となるリスク・機会の項目を整理し、財務影響度を把握。特に、EV関連事業・再エネ事業などの拡大を重要な機会、洪水による被害、炭素税導入によるコスト増を重要なリスクとして認識し、機会を掴むための戦略策定、リスク軽減に向けた施策展開を中期経営計画2024の中に織込み。
目標指標	● 事業活動に伴うGHGの排出（Scope1、2）（2019年度比）：2024年度までに6％、2030年度までに30％削減 ● 製品使用段階のGHGの排出（Scope3）（2019年度比）：2024年度までに6％、2030年度までに15％削減 ● 2040年全社でRE100の達成、2050年カーボンニュートラルの達成を目指す。

2021年度は、社内環境負荷低減の観点から、生産拠点における再エネ調達を進めております。太田事業所では、群馬県内の水力発電所を由来とするCO2フリー電力調達を開始し、順次再エネへの切り替えを進めております。また、社内設備の環境負荷低減を目指し、環境投資を促進するインターナルカーボンプライシングの導入・運用を開始しております。



社会・人のサステナビリティ

当社グループでは、新しい社会の姿の1つとして「安心・豊かさ・ワクワクを感じられる社会」「様々なコミュニティや人が共生できる社会」を目指しており、その実現に向け、各種取組みを進めております。

①安心・豊かさ・ワクワクを感じられる社会の実現

品質の高い製品・システム・サービス・保守のシナジーを活かしつつ、地域が直面する課題に対し領域横断で解決策を提示する「ソリューション・デザイン」を通じて、レジリエントでサステナブルな地域の基盤づくりに取り組んでおります。コロナ禍においても、ものづくりのQualityを落とさずに出荷・納入できるように、リモート技術を活用したラインの構築などの取組みを進めております。また、沼津版スマートシティ「X-Tech NUMAZU」の推進に携わり、再エネの活用や能動的市民の育成を通じた住み続けたいまちづくりに挑んでおります。

②様々なコミュニティや人が共生できる社会の実現

企業価値の向上・事業拡大をしていくうえで最も重要な資産が人財であり、従業員一人ひとりの多様な個性・価値観を尊重し、能力を最大限に発揮できる土壌を作ることが、中期経営計画2024の目標達成には不可欠です。

この考えのもと、当社グループでは、国籍・人種・宗教・性別・年齢・障がいの有無などによる差別は認めず、児童労働や強制労働の一切を排除することを支持しております。また、グループ内のダイバーシティ&インクルージョン促進を進めており、今後は女性活躍推進のロールモデルとなる人財の早期育成、グローバル化促進の礎となる外国籍の役員候補の育成に注力してまいります。

従業員が安全・健康な状態で生き生きと働くことができるよう、働き方改革や労働安全衛生の向上、健康経営の推進にも力を入れております。その結果、前年に引き続き、経済産業省が認定する「健康経営優良法人～ホワイト500～」に認定されております。

目標指標	● 女性役員クラス（プロパー）：2024年度までに1名以上、2030年度までに3名以上 ● 外国籍の現地法人社長：2024年度までに3名以上、2030年度までに5名以上 ● 女性・外国籍従業員ともに、2030年までに当社執行役員1名以上
------	--

企業のサステナビリティ

あらゆる変化に素早く対応し、透明・公正な意思決定を行うこと、そしてステークホルダーの利益を高める経営をすることが、コーポレートガバナンスの本旨だと考えており、意思決定・監督機能の強化、透明性の向上、取締役会の活性・充実化といった観点で、コーポレートガバナンス・コードへの対応強化を引き続き行ってまいります。2021年度は、監査等委員会設置会社移行後のモニタリング型の実行役員会を志向する取組みとして、取締役会における重要な業務執行決定の一部を常務会に委任し、「経営の基本方針に関する事項」を中心とした「協議事項」を新設しました。

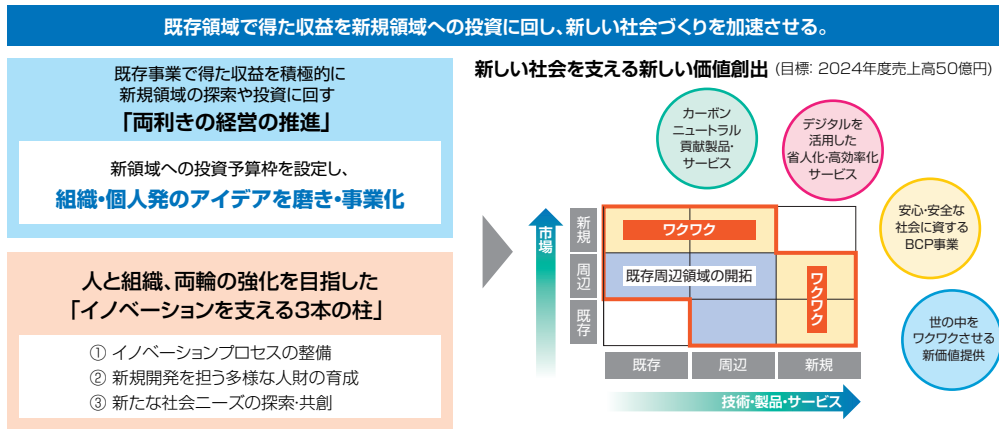
また、リスクマネジメント・内部統制の取組みも強化しており、改正個人情報保護法への対応強化や、昨今話題となった品質不正に関して、実査と潜在リスクの観点から再点検を改めて実施するなど、変動する重要リスクに応じた柔軟な活動を展開しております。

そして、事業を推進するうえで、様々なステークホルダーとの良好な関係・信頼関係が必要不可欠です。独りよがりでない関係性構築に向け、中期経営計画2024においてステークホルダーロイヤリティを数値化する指標（NPS®：ネット・プロモーター・スコア）を導入し、明らかになった課題を迅速に改善させることで、ロイヤリティの向上を目指してまいります。

目標指標	● 従業員向けNPS®：2021年度比 2024年度10%改善 ※従業員以外のNPS®目標値については2022年度以降に設定予定。
------	--

（注）NPS®は、ベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの登録商標です。

■ 基本方針3. 両利きの経営の推進



新しい社会づくりに挑むため、社会変化に合わせたビジネスモデル変革のために、持続的にイノベーション創出ができる組織になること、そして事業ポートフォリオの見直しが必要不可欠です。中期経営計画2024ではイノベーションを支える人と組織、両輪の強化を目指し、①イノベーションプロセスの整備、②イノベーション人財の確保・育成、③新たな社会ニーズの探索・共創、の重点実施事項に取組み、成果創出を目指してまいります。

2021年度は、同年に設置された「イノベーション戦略委員会」を中心に、上記重点実施事項の施策検討・展開に取り組んでまいりました。組織・個人から出てきた新規事業テーマの育成・加速をするとともに、社内研修展開やベンチャーキャピタルファンド等と連携した人財育成施策の展開により、イノベーション活動の核となる人財の育成に取り組ましました。

事業ポートフォリオの在り方につきましては、社長をリーダーとする役員で構成された検討チームを組成して検討を開始いたします。そこで10年後、20年後の時代の変化を見据えながら、自社のコアコンピタンスをどう進化させていくかを中心に、現状に縛られないフラットな視点で検討を進めてまいります。

(6) 重要な関係会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容	所在地
株式会社 明電エンジニアリング	400百万円	100.0%	電気設備・機械器具・装置の製造・販売、賃貸借、設置、電気配線工事及び保守点検サービス、改造、修理に関するメンテナンス	東京都品川区
株式会社甲府明電舎	400	100.0	各種モータの製造・販売	山梨県中央市
明電プラントシステムズ株式会社	400	100.0	電気及び建設工事の設計・請負 電気機器等の製造・修理・改造	東京都品川区
株式会社エムウインズ	330	100.0	風力発電事業に関する業務	東京都品川区
明電商事株式会社	300	100.0	電気機器、電子機器等の販売	東京都品川区
明電興産株式会社	100	100.0	物品・物資の販売、保険代理業	東京都品川区
MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.	25,400千シンガポールドル	100.0	変圧器・配電盤・遮断器の製造・販売	シンガポール
THAI MEIDENSHA CO., LTD.	30百万タイバーツ	75.5	電気工事、技術コンサルティング	タイ
MEIDEN T&D (INDIA) LTD.	1,161百万インドルピー	100.0	変圧器の製造・販売	インド
TRIDELTA MEIDENSHA GmbH	78千ユーロ	100.0	電力用避雷器（アレスタ）の製造・販売	ドイツ
MEIDEN AMERICA, INC.	29,500千米ドル	100.0	ダイナモ製品のシステムエンジニアリング	米国
明電舎（杭州）電気系統有限公司	19,000千米ドル	100.0	モータ・インバータの製造	中国

（注）出資比率には、間接所有分を含めて記載しております。



事業報告

(7) 主要な事業拠点 (2022年3月31日現在)

本 社	東京都品川区大崎二丁目1番1号		
営業拠点	関西支社 (大阪市)	中部支社 (名古屋市)	
	九州支店 (福岡市)	北海道支店 (札幌市)	東北支店 (仙台市)
	北陸支店 (石川県金沢市)	中国支店 (広島市)	四国支店 (香川県高松市)
製造・開発拠点	太田事業所 (群馬県太田市)	沼津事業所 (静岡県沼津市)	
	名古屋事業所 (愛知県清須市)	総合研究所 (東京都品川区)	
	甲府明電舎 (山梨県中央市)		
海外拠点	MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.		
	(シンガポール)		
	THAI MEIDENSHA CO., LTD.		
	(タイ)		
	MEIDEN T&D (INDIA) LTD.		
	(インド)		
	TRIDELTA MEIDENSHA GmbH		
	(ドイツ)		
	MEIDEN AMERICA, INC.		
	(米国)		
	明電舎 (杭州) 電気系統有限公司		
	(中国)		



(注) 主要な当社の国内関係会社の所在地は、
「(6) 重要な関係会社の状況」に記載のとおりです。



(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

事業分野	従業員数	前期末比増減
電力インフラ事業セグメント	2,304名	151名増
社会システム事業セグメント	2,582名	
産業電子モビリティ事業セグメント	1,289名	53名増
フィールドエンジニアリング事業セグメント	1,793名	60名増
不動産事業セグメント	—	—
その他セグメント	787名	45名減
全社	1,168名	57名増
合 計	9,923名	276名増

(9) 資金調達の状況

当期における資金調達は、主として借入金及びコマーシャル・ペーパーをもって行いました。調達においては、長期・短期のバランスと安定性を考慮し、長期の借入も実施しております。その結果、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債の残高は、前期比8億6千8百万円増加の484億6千6百万円となりました。

また、コミットメントラインは、新型コロナウイルスを考慮して前期に200億円増枠しましたが、資金調達市場に与える影響が減少したことから、当期は100億円減枠して400億円としました。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	16,598百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,756
株式会社三菱UFJ銀行	1,805
株式会社常陽銀行	1,650
株式会社みずほ銀行	1,484

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

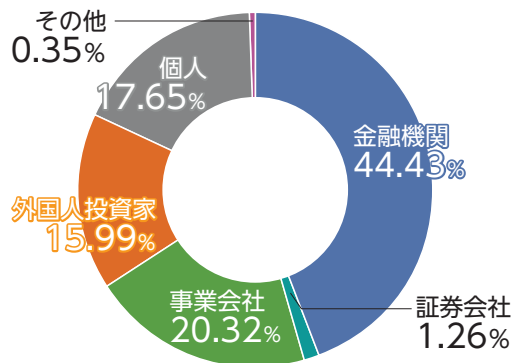
- (1) 発行可能株式総数 115,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 45,527,540株 (自己株式158,652株を含む。)
- (3) 株主数 14,655名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,831,600株	17.26%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,659,000	8.06
住友電気工業株式会社	2,631,385	5.80
株式会社三井住友銀行	2,241,835	4.94
日本電気株式会社	1,746,150	3.85
三井住友信託銀行株式会社	1,500,000	3.31
住友生命保険相互会社	1,061,400	2.34
明電舎従業員持株会	1,041,371	2.30
明栄持株会	645,744	1.42
明友持株会	635,206	1.40

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 所有者別株式分布状況

区分	持株比率
金融機関	44.43%
証券会社	1.26
事業会社	20.32
外国人投資家	15.99
個人	17.65
その他	0.35
合 計	100.00



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
浜崎 祐司	取締役会長	指名・報酬委員会委員 株式会社JVCケンウッド 社外取締役
三井田 健	代表取締役 取締役社長	指名・報酬委員会委員
森 省輔	代表取締役 取締役副社長	社会システムグループ長 兼 フィールドエンジニアリンググループ長
竹川 徳雄	取締役兼専務執行役員	生産・工事・安全全般及びQCD担当
玉木 伸明	取締役兼専務執行役員	電力インフラグループ長 兼 海外戦略本部長 イノベーション・技術全般担当
岩尾 雅之	取締役兼専務執行役員	内部統制推進本部長 兼 人事・総務本部長 働き方改革・コンプライアンス・危機管理担当
望月 達樹	取締役兼専務執行役員	産業電子モビリティグループ長 営業全般担当
竹中 裕之	社外取締役	指名・報酬委員会委員長
安井 潤司	社外取締役	
町村 忠芳	取締役監査等委員 (常勤)	
加藤 三千彦	取締役監査等委員 (常勤)	
秦 喜秋	社外取締役 (監査等委員)	指名・報酬委員会委員
縄田 満児	社外取締役 (監査等委員)	
林 敬子	社外取締役 (監査等委員)	林敬子公認会計士事務所 所長 ライフネット生命保険株式会社 社外取締役 (監査等委員) 日本フィルコン株式会社 社外監査役 日本ビルファンド投資法人 監督役員

- (注) 1. 取締役倉元政道、大橋延年及び伊東竹虎の3氏は、2021年6月24日をもって退任しております。
2. 取締役森省輔氏は、2022年3月31日をもって辞任しております。
3. 取締役竹中裕之、安井潤司、秦喜秋、縄田満児及び林敬子の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査等委員秦喜秋氏は、損害保険会社における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員縄田満児氏は、金融機関における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員林敬子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役 (監査等委員を除く) 及び従業員等からの情報収集、常務会等の重要な社内会議での情報共有並びに内部監査部門及び会計監査人との十分な連携を行うべく、監査等委員町村忠芳及び加藤三千彦の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 当社は、竹中裕之、安井潤司、秦喜秋、縄田満児及び林敬子の5氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
9. 当社と株式会社JVCケンウッド、林敬子公認会計士事務所、ライフネット生命保険株式会社、日本フィルコン株式会社及び日本ビルファンド投資法人の間には、特別な関係はありません。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の額

■ 2021年度実績

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		人数 (名)
		基本報酬	インセンティブ報酬	
取締役（監査等委員・社外を除く）	285	195	89	9
社外取締役（監査等委員を除く）	19	19	—	2
監査等委員である取締役（社外を除く）	53	53	—	3
監査等委員である社外取締役	25	25	—	3
計	383	293	89	17

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記には、2021年6月24日開催の第157期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名、監査等委員である取締役1名を含んでおります。
 3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 取締役報酬の基本方針

報酬水準及び制度

当社の取締役報酬水準は、外部の客観的な報酬市場データ、経済環境、業界動向及び当社経営状況等を踏まえ設定するものとしております。また、その水準に基づき検討した役員報酬制度の内容は、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会への諮問及び確認を経たうえで役員報酬内規として定められるものとしております。

報酬の構成（金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針、報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針及び個人別報酬における種類毎の割合を含む）

- i 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の報酬は、業績連動型の年俸制報酬としており、役職に応じで支給される「基本報酬」と「インセンティブ報酬」により構成されます。このうち、インセンティブ報酬は、短期的なインセンティブとしての「業績連動型報酬」と中長期的なインセンティブとしての「株式取得目的報酬」で構成されます。

■各報酬の比率の目安（目標達成度合いを100%とした場合）



ii 監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、基本報酬のみの年俸制報酬としております。

③取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針並びに報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬に係る業績指標の内容・額又は数の算定方法

短期的なインセンティブとしての業績連動報酬を算定するための業績評価指標は前年度業績の営業利益を用い、当該年度に係る定時株主総会後に決定しております。

業績連動報酬は、目標どおりの業績を達成した場合に支給する額を100とすると、その達成度に応じて概ね0～140程度で変動するものとしております。

計算式

職位別業績報酬基準額



営業利益達成度に応じた係数（0.0～1.4）

その他の報酬の額又はその算定方法

中長期インセンティブとして、株主のみなさまとの利害の共有をより一層促進することを目的として、株式取得目的報酬を支給しております。株式取得目的報酬は、役員報酬内規に基づき職位別にその金額を定め、その金額を役員持株会に拠出し株式を取得するものとしております。

④取締役の報酬額に関する株主総会決議に関する事項

区分	報酬限度額	株主総会決議年月日	決議時点の役員の員数
取締役 （監査等委員を除く）	年額 6 億 4,000 万円以内	2020年 6 月 26 日 第156期定時株主総会	取締役 9 名 （うち社外取締役 2 名）
取締役（監査等委員）	年額 1 億 2,000 万円以内	2020年 6 月 26 日 第156期定時株主総会	取締役（監査等委員） 5 名 （うち社外取締役 3 名）

⑤取締役の個人別報酬の内容の決定方法及び委任に関する事項

個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとしております。取締役会は、当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、事前に任意の指名・報酬委員会に原案を諮問し、客観的な視点から確認を得るものとしております。上記の委任を受けた取締役社長は、当該確認又は答申の内容を踏まえて取締役の個人別の報酬等の内容を決定しなければならないこととしており、取締役会も当該答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。当該報酬制度の内容及び取締役の個人別の報酬等の決定方針並びにその報酬額（報酬制度の基準に沿って算出された金額であること、かつ前記④の範囲内であること）は、任意の指名・報酬委員会において、客観的な視点から確認・審議を行い、取締役会において決定しております。

当事業年度においては、2021年6月24日開催の取締役会にて取締役社長三井田健に取締役の報酬額の具体的内容の決定について委任する旨の決議をしております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには当社の業務執行の最高責任者である取締役社長が最も適しているからであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額となります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該保険契約は、2012年7月以降の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者としており、保険料は当社が全額負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

・主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	主な活動状況
取締役	竹中 裕之	取締役会において主に製造業の経営者の観点に基づき、主に取締役会及び内部統制の実効性確保の側面から積極的に発言をいただくなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、取締役会の監督機能の更なる強化に貢献いただいております。 また、指名・報酬委員会委員長として経営の透明性の確保のため、取締役等の指名・報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり主導的な役割を果たしております。 (取締役会出席状況：13回中13回)
	安井 潤司	取締役会において主に製造業の経営者の観点に基づき、主に技術や生産の側面から積極的に発言をいただくなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、取締役会の監督機能の更なる強化に貢献いただいております。 (取締役会出席状況：13回中13回)
取締役監査等委員	秦 喜秋	損害保険会社における長年にわたる豊富な実務・経営経験や当社監査役時代からの監査業務の経験、財務及び会計に関する知見をもとに、取締役会において取締役の業務執行の適正を確保するため主に大局的視点から積極的に発言をいただくなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、当社の監査及び監督機能の更なる強化に貢献いただいております。 また、指名・報酬委員会委員として経営の透明性の確保のため、取締役等の指名・報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 (取締役会出席状況：13回中13回／監査等委員会出席状況：17回中17回)
	縄田 満児	金融機関における長年にわたる豊富な実務・経営経験や当社監査役時代からの監査業務の経験、財務及び会計に関する知見をもとに、取締役会において取締役の業務執行の適正を確保するため主にリスクマネジメントの視点から積極的に発言をいただくなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、当社の監査及び監督機能の更なる強化に貢献いただいております。 (取締役会出席状況：13回中13回／監査等委員会出席状況：17回中17回)
	林 敬子	長年にわたる公認会計士としての財務・会計に関する高度な専門性と豊富な経験をもとに、取締役会において取締役の業務執行の適正を確保するため積極的に発言をいただくなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、当社の監査及び監督機能の更なる強化に貢献いただいております。 また、組織におけるダイバーシティ推進の幅広い経験や知見を活かし、当社のダイバーシティ推進においても適切な助言をいただいております。 (取締役会出席状況：13回中13回／監査等委員会出席状況：17回中17回)

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称等 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	84百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.、THAI MEIDENSHA CO., LTD.ほか18社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討の結果、当期の会計監査人の報酬は適切であると判断し同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状態にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

このほか、監査等委員会は、当該会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2020年6月26日の定時取締役会にて改定決議を行いました。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役会は、議論を尽くすに適切な人数とし、かつ非業務執行取締役が参加することにより、取締役及び執行役員による職務執行に対する監視・監督機能を確保する。
- 取締役会は、取締役社長から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要な事項につき取締役及び執行役員に、必要に応じて取締役会において報告させる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役会議事録は取締役会規則に、常務会議事録は常務会規程に従い、各々の事務局が保存及び管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 専門機関の助力を得ながら、社会の変化がもたらす経営上の主要な損失の危険を総合的に管理するため、リスクマネジメント体制を構築する。
- リスクマネジメント基本規程にて、業務遂行に際して生じうる損失の危険を早期に発見し、必要な是正措置を講じ、未然に防ぐ体制を管理する。
- コントロール不能な自然災害・金融不安・買収リスク等のクライシスマネジメントについて、取締役社長は最適手段を講じられる体制を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 執行役員制により「経営の意思決定及び監督機能」と「執行機能」を分離し、代表取締役及び執行役員が効率的な職務執行を行う。
- 権限委任された執行役員の業務が適切に執行されることを担保するために、各執行役員は、取締役社長及び常務会構成員に対して、月次報告書を提出する。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 業務執行取締役又は役付執行役員を委員長として設置するコンプライアンス委員会は、コンプライアンスに基づく企業行動の重要方針を審議・立案するとともに、当該方針を各職場に徹底させるため、コンプライアンス委員会委員長が任命したコンプライアンスマネージャを各職場に配置する。
- 取締役社長は、コンプライアンス・ホットライン及び社内外の公益通報窓口を活用することにより違法行為や不適切な行為を早期に発見し、適宜顧問弁護士を活用して適切かつ必要な措置を講ぜられるようにする。

⑥当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 子会社毎に配置した統括役員及び主要な子会社に派遣した非常勤役員が、子会社の業務執行を監督する。
- グループ会社内部統制委員会を設置し、国内外明電グループの内部統制強化を推進する。
- 子会社各社においても、各社における業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を策定する。

⑦監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項

- 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会支援部を設置する。
- 監査等委員会は、監査等委員会支援部員の業務執行者からの独立性の確保に努める。

⑧監査等委員会への報告に関する体制

- 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員会に報告する。
- 監査等委員会に報告した者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

⑨監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 監査等委員会が職務の執行のために請求した費用等については、それが当該監査等委員の職務の執行のために必要がないことを証明した場合を除き、速やかにかつ適切に処理する。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査等委員会は、業務執行取締役及び執行役員等との意見交換を適宜行い、経営上の重要情報を監査等委員会が知得できる体制を充実させる。
- 監査等委員会及び内部監査部門は、会計監査人と三者相互の意思疎通及び情報の交換がなされるように努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに関する取組み

2021年度は、上期、下期に各1回コンプライアンス委員会を開催し、各活動の状況や実効性を検証し、引き続き各活動を継続・展開していくことを確認しました。

また、従業員教育として、コンプライアンスマネージャ、官公庁営業部門向けや階層別研修における各種コンプライアンス研修を実施し、役員研修として、外部弁護士による公務員接待の注意点に関する研修を実施しました。

更に、2022年4月に施行される改正個人情報保護法に対応するため、当社及び国内グループ会社を対象とした啓発教育を実施するとともに、個人情報保護方針及び個人情報保護規程を改定しました。

②リスクマネジメントに関する取組み

2021年度は、内部統制推進本部のリスクマネジメント機能を更に強化すべく、同本部内にグループ統括リスクマネジメント体制を構築するリスクマネジメント部に加え、新たに部門別リスクマネジメントの浸透を推進するCSA推進部を設置しました。同本部は、引き続きリスクマネジメント基本規程に基づきリスクマネジメント委員会を開催し、当社グループの重要リスクの評価とコントロールについて審議した結果を経営層に報告しました。

また、大規模自然災害等の発生に備えるBCP行動計画を国内全子会社において完成させ、有事の事業継続に万全を期した体制とするとともに、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため全社対策本部の活動を継続し、従業員の感染防止対策や行政方針に基づく適切な情報発信を実施しました。

③子会社管理に関する取組み

2021年度は、年2回のグループ会社内部統制委員会を開催し、当社グループとしての重要なトップリスクや各社リスクマネジメント進捗状況の共有を図るとともに、海外子会社への部門別リスクマネジメントの管理教育・指導に着手しました。

また、国内では決算及び事業計画報告会、海外では海外戦略会議において、各子会社を対象に事業課題等の報告を求め、これをもとに重要リスクの共有、対策の検討・徹底を図る機会として、各子会社からの付議・報告体制整備に継続的に取り組みました。

更に、内部監査部門において、定型業務を網羅的に評価する標準化監査を取り入れながら、国内子会社1社及び海外子会社14社において内部監査を実施しました。



④取締役の職務執行に関する取組み

2021年度は、監査等委員会設置会社移行後の体制構築として、取締役会の監視・監督機能の更なる強化を図るため、取締役会における重要な業務執行の決定の一部を常務会に委任すべく決議事項・報告事項の見直しを行うとともに、「経営の基本方針に関する事項」を中心とした「協議事項」を新設しました。

なお、上記常務会への委任事項につきましては、取締役社長から毎月の重要会議の審議状況に関する「月次業務執行状況報告」を取締役会報告事項とすることで、適時適切なトレースを行っております。

⑤監査等委員会監査の実効性向上に関する取組み

2021年度は、監査等委員会監査等基準に基づき、監査等委員会監査の実効性を確保・向上に向けた取組みとして、常勤監査等委員の常務会をはじめとした重要会議への出席や、取締役社長との定例的な意見交換会を実施し、監査等委員会が経営上の重要情報を知得できる体制を充実させ、取締役会で定期的に活動内容を報告しました。

更に、監査等委員会は、監査等委員会設置会社の機関設計の特徴である組織監査を見据えた内部監査部門及び内部統制部門との連携や、監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）の検討等を通じた会計監査人との情報共有体制を強化しました。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、主に、①創業以来培ってきた豊富な技術蓄積による技術開発力とものづくり力、②高品質かつ豊富な製品ラインアップと品質保証体制、③お客様ニーズに応じたシステムエンジニアリング力、④充実した保守サービス体制、⑤お客様や、取引先及び従業員との安定的かつ強固な信頼関係の5点に集約することができ、当社グループはこれらを相互に連繋させることにより、安定的な事業活動を展開しております。当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社グループは、これまでの成長領域への投資の成果創出と収益力向上を両立させるため、中期経営計画2024を推進しております。JUMPのフェーズとして、これまでの投資や取組みの成果から、事業規模の拡大と均衡のとれた事業構成、利益率向上により、『質の高い』成長の実現を目指してまいります。

また、当社は、2020年6月に従来の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことや、取締役の指名・報酬に係る株主総会における意見陳述権を持つこと等の法的権限の活用により、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、任意の指名・報酬委員会の設置や、経営課題や戦略をテーマとした意見交換会の実施等による取締役会の実効性向上のための活動を行っております。

更に当社は、取締役会の議論の充実化や社外取締役の監督機能の実効性の確保のため、独立した社外取締役が取締役会の全体の3分の1以上となるよう努めており、当社の取締役会は、2022年3月31日現在で取締役14名（うち、監査等委員である取締役が5名）のうち、社外取締役が5名（うち、監査等委員である取締役が3名）で構成されております。

これらにより、経営の透明性を確保し、コーポレートガバナンスを更に強化することで、中長期的な企業価値の向上を図っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2020年5月13日開催の取締役会及び2020年6月26日開催の第156期定時株主総会の各決議に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案すること、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株式の20%以上を買付しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社株主総会又は取締役会において本プランを発動しない旨の決議がなされるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を、当社に対して提出していただきます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見、根拠資料、代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討その他の情報収集や買収者との協議・交渉等を行ったうえで、当該買付等が本プランに定められた手続に従わない場合又は当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合であって、かつ本プランに定める新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるとき等、本プラン所定の発動事由に該当すると判断したときは、当社取締役会に対して、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います（なお、独立委員会は、当該勧告において、当該新株予約権の無償割当ての実施に際して、あらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができます。）。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします（ただし、当社取締役会は、本プラン所定の場合に、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主のみなさまの意思を確認することができるものとし、かかる株主総会が開催された場合には、当社取締役会は、かかる株主総会の決議に従って決議を行うものとします。）。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等以外の株主のみなさまが、1個の新株予約権につき原則として1株の当社株式を取得することから、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、2020年6月26日開催の第156期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされております。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画2024及びコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しております。また、本プランは、第156期定時株主総会において株主のみなさまの承認を得て更新されており、有効期間が約3年間と定められていること、本プランの発動の是非について基本的に株主のみなさまの意思の確認をすることとしていること、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主のみなさまの意思を重視するものとなっております。これらに加え、独立性を有する当社社外取締役、弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会が設置され、本プランの発動等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で専門家等を利用し助言を受けることができるとされていることにより、その判断の公正さ・客観性が担保されております。

以上の理由により、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	第158期 2022年3月31日現在	科 目	第158期 2022年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	171,294	流動負債	104,406
現金及び預金	14,070	支払手形及び買掛金	34,796
受取手形、売掛金 及び契約資産	93,772	電子記録債務	4,369
電子記録債権	7,034	短期借入金	10,255
棚卸資産	50,714	コマーシャル・ペーパー	2,000
その他	5,890	1年内償還予定の社債	5,000
貸倒引当金	△188	未払金	6,405
固定資産	119,604	未払法人税等	1,543
有形固定資産	74,947	契約負債	11,819
建物及び構築物	40,297	賞与引当金	7,601
機械装置及び運搬具	14,294	製品保証引当金	1,108
土地	12,955	受注損失引当金	945
建設仮勘定	2,349	その他	18,560
その他	5,051	固定負債	81,070
無形固定資産	9,565	社債	6,000
ソフトウェア	5,325	長期借入金	25,210
のれん	3,272	退職給付に係る負債	44,808
その他	968	環境対策引当金	406
投資その他の資産	35,091	その他	4,645
投資有価証券	17,132	負債合計	185,477
長期貸付金	36	純資産の部	
繰延税金資産	15,914	株主資本	92,196
その他	2,074	資本金	17,070
貸倒引当金	△67	資本剰余金	10,474
資産合計	290,899	利益剰余金	64,844
		自己株式	△192
		その他の包括利益累計額	9,769
		その他有価証券評価差額金	6,826
		繰延ヘッジ損益	5
		為替換算調整勘定	3,711
		退職給付に係る調整累計額	△774
		非支配株主持分	3,455
		純資産合計	105,421
		負債純資産合計	290,899

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第158期	
	自2021年4月1日	至2022年3月31日
売上高		255,046
売上原価		193,923
売上総利益		61,123
販売費及び一般管理費		51,654
営業利益		9,468
営業外収益		
受取利息	50	
受取配当金	587	
その他	1,408	2,046
営業外費用		
支払利息	564	
その他	743	1,308
経常利益		10,206
特別利益		
固定資産権利変換益	2,157	
投資有価証券売却益	572	2,729
特別損失		
固定資産圧縮損	2,157	
投資有価証券売却損	290	
減損損失	500	
その他	3	2,951
税金等調整前当期純利益		9,984
法人税、住民税及び事業税	3,676	
法人税等調整額	△646	3,030
当期純利益		6,954
非支配株主に帰属する当期純利益		220
親会社株主に帰属する当期純利益		6,733

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



連結計算書類

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	第158期
	自2021年4月1日 至2022年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,389
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,503
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,266
現金及び現金同等物に係る換算差額	570
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	190
現金及び現金同等物の期首残高	13,064
現金及び現金同等物の期末残高	13,254

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第158期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	110,482
現金及び預金	3,949
受取手形、売掛金 及び契約資産	63,046
電子記録債権	6,016
製品	4,166
仕掛品	23,453
原材料及び貯蔵品	695
その他	9,168
貸倒引当金	△12
固定資産	117,109
有形固定資産	52,985
建物	30,718
構築物	1,501
機械及び装置	6,164
車両運搬具	58
工具、器具及び備品	1,538
土地	11,505
建設仮勘定	1,497
その他	1
無形固定資産	4,952
ソフトウェア	4,401
のれん	464
その他	86
投資その他の資産	59,171
投資有価証券	16,406
関係会社株式	27,146
長期貸付金	2,781
繰延税金資産	10,885
その他	2,018
貸倒引当金	△66
資産合計	227,591

科 目	第158期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	80,280
支払手形	317
電子記録債務	3,958
買掛金	22,064
短期借入金	1,450
コマーシャル・ペーパー	2,000
1年内償還予定の社債	5,000
未払金	4,487
未払法人税等	894
契約負債	6,381
預り金	20,875
賞与引当金	4,187
製品保証引当金	871
受注損失引当金	419
その他	7,371
固定負債	66,483
社債	6,000
長期借入金	23,470
退職給付引当金	33,267
環境対策引当金	406
その他	3,340
負債合計	146,764
純資産の部	
株主資本	74,237
資本金	17,070
資本剰余金	9,381
資本準備金	5,000
その他資本剰余金	4,381
利益剰余金	48,035
利益準備金	3,296
その他利益剰余金	44,738
固定資産圧縮積立金	139
別途積立金	8,263
繰越利益剰余金	36,336
自己株式	△250
評価・換算差額等	6,590
その他有価証券評価差額金	6,590
純資産合計	80,827
負債純資産合計	227,591

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



計算書類

損益計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第158期	
	自2021年4月1日 至2022年3月31日	
売上高		163,369
売上原価		127,730
売上総利益		35,638
販売費及び一般管理費		32,540
営業利益		3,097
営業外収益		
受取利息	56	
受取配当金	5,375	
その他	2,227	7,659
営業外費用		
支払利息	275	
その他	2,751	3,026
経常利益		7,730
特別利益		
固定資産権利変換益	2,157	
投資有価証券売却益	569	
その他	0	2,726
特別損失		
固定資産圧縮損	2,157	
投資有価証券売却損	290	
その他	3	2,451
税引前当期純利益		8,005
法人税、住民税及び事業税	495	
法人税等調整額	△70	425
当期純利益		7,580

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社明電舎
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川瀬 洋人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社明電舎の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明電舎及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社明電舎
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川瀬 洋人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明電舎の2021年4月1日から2022年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第158期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役員等から構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の経営監査部及び内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、関係会社については、関係会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関係会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針及び取組み」及びその各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人 有限責任 あずさ監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査の主要な検討事項については、監査人 有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社明電舎 監査等委員会

常勤監査等委員 町 村 忠 芳 ㊞
常勤監査等委員 加 藤 三 千 彦 ㊞
社外監査等委員 秦 喜 秋 ㊞
社外監査等委員 縄 田 満 児 ㊞
社外監査等委員 林 敬 子 ㊞

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
基準日	定時株主総会・期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
定時株主総会	6月
公告方法	電子公告 https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_08/
上場証券取引所	東京・名古屋
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	☎0120-782-031（フリーダイヤル）

ホームページのご案内

当社ホームページでは、当社グループの事業概況や財務情報、CSR活動に関する情報など、当社に関する各種情報を積極的に公開しております。



<https://www.meidensha.co.jp> 明電舎 🔍

株式に関するお届け先 及びご照会先について

証券会社に口座を開設されている株主のみなさまは、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。

特別口座株主のみなさまへ

特別口座（証券会社に口座を開設されていない株主のみなさま）についてのご照会及び住所変更等のお届出は、左記の電話照会先をお願いいたします。

なお、特別口座に記録された株式を売却するには、あらかじめ証券会社にご本人の取引口座を開設し、株式の記録を振替える必要がありますので、この機会に証券会社の口座開設もご検討をお願いいたします。

（証券口座の開設については、証券会社にご相談ください。）

特別口座で単元未満株式をお持ちの株主のみなさまは、単元未満株式を当社が買い取る制度もございますので、ご希望がございましたら、左記の電話照会先にお問い合わせください。

配当金の受領方法について

株券電子化により、すべての銘柄の配当金を一つの金融機関の口座で受領する方法などが可能になりました。この機会に、安全で確実な配当金の口座振込による受領方法のご検討をお願いいたします。

（配当金受領方法の指定については、証券会社にご相談ください。）

株主総会会場（明電舎大崎会館）のご案内図

東京都品川区大崎二丁目5番35号



新型コロナウイルス感染拡大防止のため本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施のうえで開催させていただきます。株主総会当日の対応とお願いの詳細につきましては、本招集ご通知5頁及び当社ホームページ（https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06）に掲載しておりますので、あわせてご確認くださいませようございます。

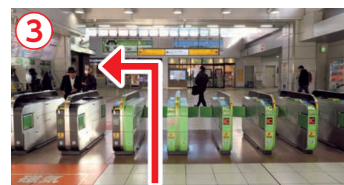
- 交通 JR大崎駅北改札口を出て西口から徒歩約5分です。
また、南改札口を出て新西口から徒歩約6分です。
- 駐車場及びバイク・自転車の駐輪場のご用意はございません。
- 株主総会にご出席の株主のみなさへのお土産のご用意はございません。
なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。



南改札口を出て右方向へお進みください。



ThinkPark Tower手前のペデストリアンデッキから、エスカレーターで地上に降り、右に曲がって道なりに進みます。



北改札口を出て左方向へお進みください。



西口の階段を左へ降りた場所の信号を渡り、左手のT字路を右折して直進します。

株式会社 明電舎



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。